

令和7年度熊本県住宅関係会計年度任用職員 (長期優良住宅認定受付等業務) 募集案内

1 職種、採用予定人数等

職 種	採用予定 人数	業務内容
長期優良住宅認定受付等業務	2人	・長期優良住宅建築等計画の認定に関する業務（申請・届出の受理、審査補助、許認可証等の交付、台帳整理、データ入力等）（変更の範囲）変更なし

※長期優良住宅とは、長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた優良な住宅のことであり、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の規定に基づき、所管行政庁により長期優良住宅建築等計画の認定を受ける必要がある。

2 勤務条件等

(1) 職の区分：地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職

(2) 任用期間：採用試験実施後、採用予定者と決定した日～令和8年（2026年）3月31日

※ただし、勤務成績が良好で予算措置が継続される場合には、能力実証の結果、再度の任用を行うことがあります。（更新回数は2回を上限）

(3) 勤 務 地：熊本県庁 住宅課内（変更の範囲）変更なし

(4) 勤務時間：9:00～17:15

※1日7時間15分勤務、1ヶ月につき20日以内、1週間につき29時間以内

(5) 休憩時間：12:00～13:00

(6) 休 日 等：月から金のうち一日（完全週休三日制）、土、日、祝日

(7) 休 暇 等：年次有給休暇 あり（6ヶ月間継続勤務した場合）

※その他の有給休暇（公民権行使等）、無給休暇（保育時間等）あり

(8) 報 酬 等：①報酬日額 8,373円～10,048円

②通勤費用 実費相当額を支給

③期末手当 12月期：最大1.25月

④勤勉手当 12月期：最大1.05月

※1実際の報酬日額は、上記金額の範囲内において、任用される方の募集職種と同一の公務経験の期間等に応じて決定されます。

※2報酬等については、条例、人事委員会規則等に基づき、額の決定や支給を行います。（条例、人事委員会規則等が改正された場合は、当該改正を踏まえて額の決定や支給を行います。）

※3概ね期末手当の額は、任用期間における報酬の1月当たりの平均支給額（各種手当に相当する報酬の支給額は除く。）に本県会計年度任用職員としての在職期間に応じた月数を乗じた額となります。

- (9) 社会保険：地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところによります。
- (10) 公務災害等補償：地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによります。
- (11) 条件付採用：今回の採用は条件付採用となり、その期間は1月です。その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。但し、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。
- (12) 地方公務員法の適用
- ：地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
 - ・ 服務の宣誓
 - ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
 - ・ 信用失墜行為の禁止
 - ・ 秘密を守る義務
 - ・ 職務に専念する義務
 - ・ 政治的行為の制限
 - ・ 営利企業への従事等の制限（パートタイム勤務の者を除く）等
- (13) 退職に関する事項
- ：地方公務員法及び熊本県職員の懲戒に関する条例、熊本県職員の分限に関する条例によります。

3 受験資格

- (1) 建築に関する知識を有するものとして、次の各号のいずれかに該当する方。
- ① 建築士の資格を有すること
 - ② 建築に関する実務経験を1年以上有すること
 - ③ 工業高等学校又はこれと同等以上の学校で建築関係課程を修め卒業した方
- (2) パソコンの基本操作技術を有すること（ワード、エクセル等）

※次のいずれかの事項に該当する方は受験できません。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の方法

人物試験： 個別面接による口述試験を実施します。

5 試験の日程等

- (1) 期 日： 随時実施（試験日は応募者と協議のうえ実施します）

会 場： 県庁行政棟本館12階 住宅課分室

- (2) 合格発表： 試験終了後5日以内

合否通知を郵送します。採用予定者へは併せて電話でも連絡を行います。

6 応募方法

申 込 手 続 法	申 込 先	熊本県土木部建築住宅局 建築課総務班 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 電話 096-333-2533	
	申 込 方 法	○申込書に必要事項を記入の上、所定の箇所に写真を貼ってください。 ○ハローワークを通じて申し込む場合は、ハローワークの紹介状を添付してください。 ○「申込書」及び「ハローワークの紹介状」（ハローワークを通じて申し込む場合）を上記の申込先に郵送又は持参してください。 ＊申込書の写真（申込前3ヶ月以内に写したもので、本人と確認できるもの。）は、裏面に氏名と生年月日を記入して所定の箇所に貼ってください。	
	持参	受付時間 8時30分から17時まで土曜日及び日曜日、祝日は受付ができませんので御了承ください。	
	郵送	必ず特定記録郵便にし、封筒の表に「住宅関係会計年度任用職員申込」と朱書してください。	

7 試験結果の情報提供について

この試験の結果については、以下のとおり情報の提供を求めることができます。受験者本人が(1)受験票又は合格通知書及び(2)本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を持参のうえ、午前8時30分から午後5時15分までの間に直接提供場所へおいでください。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律により休日とされる日は受け付けできません。また、電話、はがき等による提供の求めに対しては提供できませんので御注意ください。

提供を求めることができる人	提供する内容	提供可能期間	提供場所
試験受験者	得点及び順位	合格発表の日から1ヶ月間	建築課

【連絡先】

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1
 熊本県土木部建築住宅局 建築課総務班
 電話096-333-2533